

【関連資料】

○障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数推移（年度末時点）

（単位：件、％）

身体障害者手帳

障害別	H29			H30			H31(R1)		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
視覚障害	4,194	△ 64	-1.5%	4,207	△ 51	-1.2%	4,105	△ 102	-2.4%
聴覚・平衡機能障害	8,116	138	1.7%	8,352	374	4.7%	8,226	△ 126	-1.6%
音声・言語・そしゃく機能障害	843	△ 13	-1.5%	851	△ 5	-0.6%	825	△ 26	-3.1%
肢体不自由	29,909	△ 238	-0.8%	30,074	△ 73	-0.2%	28,726	△ 1,348	-4.5%
内部障害	29,285	752	2.6%	29,443	910	3.2%	28,119	△ 1,324	-4.5%
心臓機能障害	20,547	645	3.2%	20,506	604	3.0%	19,529	△ 977	-4.8%
じん臓機能障害	5,480	82	1.5%	5,552	154	2.9%	5,380	△ 172	-3.1%
呼吸器機能障害	984	△ 39	-3.8%	987	△ 36	-3.5%	833	△ 154	-15.7%
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1,754	19	1.1%	1,829	94	5.4%	1,769	△ 60	-3.4%
免疫機能障害	384	25	7.0%	415	56	15.6%	448	33	8.6%
肝臓機能障害	136	20	17.2%	154	38	32.8%	160	6	4.4%
等級不明等	2	2	0.0%	3	3	0.0%	0	△ 2	-100.0%
計 (A)	72,349	577	0.8%	72,930	1,158	1.6%	70,001	△ 2,348	-3.2%

※ 平成25年4月から那覇市の中核市移行に伴い身障手帳業務を県から移管したが、表はすべて那覇市分も含めて集計している。

療育手帳

級別	H29			H30			H31(R1)		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
最重度・重度 (A 1、A 2)	5,053	229	4.7%	5,271	447	9.3%	5,500	229	4.5%
中度・軽度 (B 1、B 2)	10,846	321	3.0%	11,204	679	6.5%	11,511	307	2.8%
計 (B)	15,899	550	3.6%	16,475	1,126	7.3%	17,011	536	3.4%

精神障害者保健福祉手帳

級別	H29			H30			H31(R1)		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
1級	8,117	496	6.5%	8,573	952	12.5%	8,940	367	4.5%
2級	15,601	816	5.5%	16,587	1,802	12.2%	17,499	912	5.8%
3級	4,801	369	8.3%	5,160	728	16.4%	5,546	386	8.0%
計 (C)	28,519	1,681	6.3%	30,320	3,482	13.0%	31,985	1,665	5.8%
総計	116,767	2,808	2.5%	119,725	5,766	5.1%	118,997	△ 147	-0.1%

【出典】

身体・療育：福祉行政報告例

精神：沖縄県における精神保健福祉の現状（沖縄県保健医療部地域保健課）

【関連資料②】

障害福祉サービスの内容と利用者数(令和2年3月時点)

サービス名	内容	利用者数(単位:人)					合計
		北部	中部	南部	宮古	八重山	
居宅介護	入浴、排せつ又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービス	123	1,033	1,425	164	96	2,841
重度訪問介護	重度の肢体不自由者を対象とした、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス	12	73	61	7	6	159
行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難のある障害者・障害児を対象とした、行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時の移動支援	1	62	73	0	5	141
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする重度障害者・障害児を対象とした、居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援	0	0	0	0	0	0
同行援護	視覚障害により移動に著しく困難のある障害者・障害児を対象とした、移動に必要な情報を提供するなどの支援や、外出時の移動支援	8	134	280	33	4	459
施設入所支援	施設入所者を対象とした、主として夜間に行われる、入浴、排せつ、食事の介護等	248	685	1,095	119	100	2,247
共同生活援助(グループホーム)	主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における相談その他の日常生活上の援助	219	554	686	82	34	1,575
自立生活援助	定期的な居宅訪問や臨時の対応等、一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うための支援	0	0	0	0	0	0
療養介護	主として日中に病院などの施設で行われている機能訓練、療養上の管理、介護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助	36	148	238	11	9	442
生活介護	常時介護を必要とする障害者を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われている、入浴、排せつ、食事の介護や創作活動又は生産活動の機会の提供等	387	1,436	1,890	170	132	4,015
短期入所	介護者が病気の場合などにおける、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護等	34	281	314	10	23	662
自立訓練(機能)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練	0	5	18	1	1	25
自立訓練(生活)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練	4	155	228	7	20	414
自立訓練(宿泊訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練	2	56	33	0	1	92
労移行支援	職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等	14	145	262	5	10	436
労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象とした、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等	105	813	755	113	79	1,865
労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象とした、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等	541	2,108	2,794	230	210	5,883
労定着支援	一般就労に移行した人を対象とした、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援	0	36	91	0	0	127
面相談支援	支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の見直し	287	1,624	1,869	132	160	4,072
地域移行支援	障害者支援施設等に入所中の障害者または精神科病院に入院中の精神障害者の住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談等	0	3	5	0	0	8
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制の確保、障害特性に起因して生じた緊急の事態の相談等	0	0	0	0	0	0
職業発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等	75	644	962	33	43	1,757
医療的職業発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練・治療等	0	45	28	0	0	73
訓練後援サービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等	285	1,835	2,295	78	123	4,616
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等	4	164	54	0	1	223
居宅訪問型発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して行う発達支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	支給決定時の障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の見直し	80	637	684	65	45	1,511
合計		2,465	12,676	16,140	1,260	1,102	33,643

指定障害福祉サービス事業所数の推移

	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	平成31年度 (令和元年度) 新規指定
居宅介護	266	264	270	267	21
重度訪問介護	254	254	260	254	20
行動援護	37	38	39	36	1
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
同行援護	118	115	110	105	4
療養介護	6	6	6	6	0
生活介護	138	144	161	175	14
児童デイ	0	0	0	0	0
短期入所	70	71	77	88	13
共同生活介護	0	0	0	0	0
施設入所支援	46	46	46	46	0
共同生活援助	91	96	102	125	26
宿泊型自立訓練	6	6	5	5	0
自立訓練(機能)	7	6	6	5	0
自立訓練(生活)	52	51	48	48	4
就労移行(一般)	106	95	86	78	4
就労移行(資格)	0	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	110	108	111	116	8
就労継続支援(B型)	266	283	300	309	25
就労定着支援	0	0	17	20	4
自立生活援助	0	0	1	0	0
相談支援	0	1	0	0	0
計画相談支援	166	180	196	195	24
地域移行支援	46	45	44	41	1
地域定着支援	45	44	43	41	1
合計 ①	1,830	1,853	1,928	1,960	170

指定障害児通所・入所支援事業所数の推移

	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	平成31年度 (令和元年度) 新規指定
障害児相談支援	145	158	174	177	22
児童発達支援	185	219	247	270	47
放課後等デイサービス	296	339	382	406	53
居宅訪問型児童発達支援	0	0	1	1	0
保育所等訪問支援	13	15	18	25	7
障害児入所支援	4	4	4	4	0
医療型障害児入所支援	4	4	4	4	0
医療型児童発達支援	2	2	2	2	0
合計 ②	649	741	832	889	129

障害児者指定事業所数の推移

	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	平成31年度 (令和元年度) 新規指定
① + ②	2,479	2,594	2,760	2,849	299

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

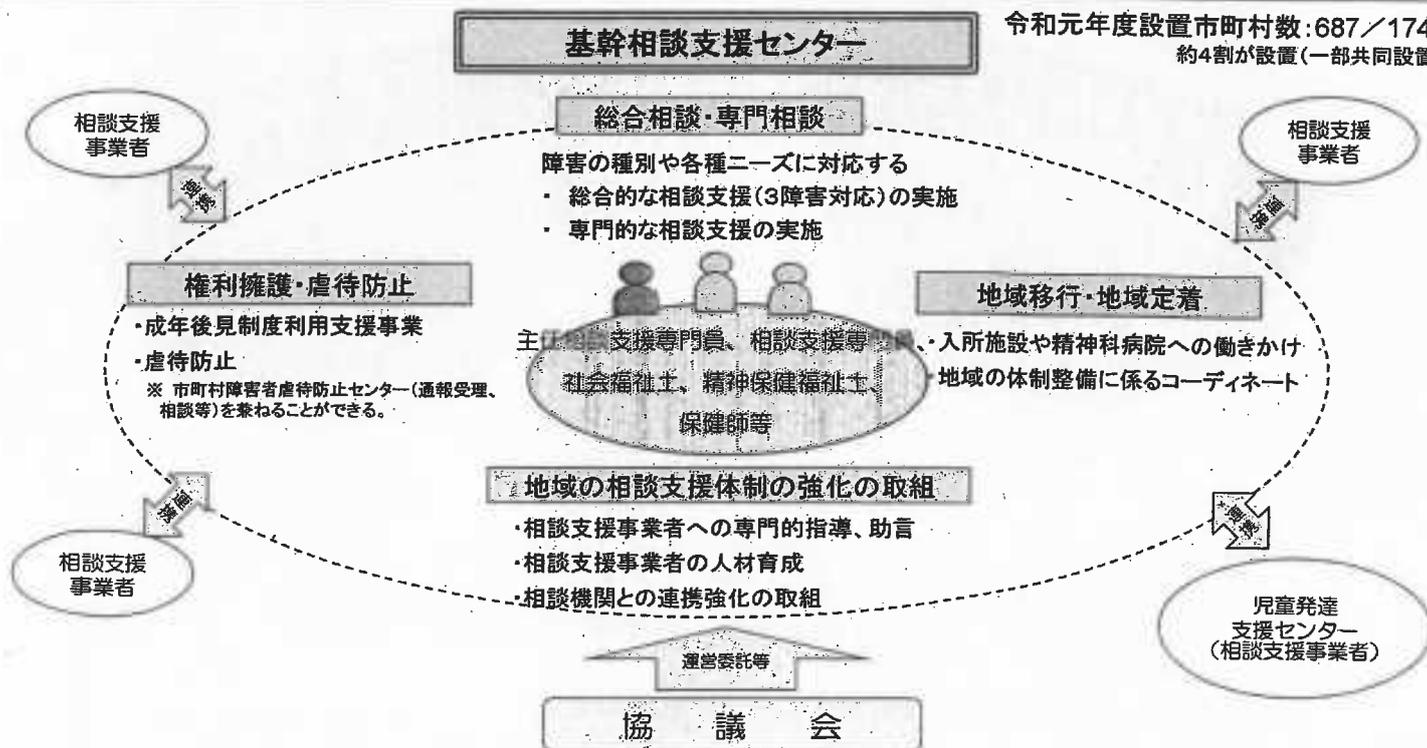
基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

令和元年度設置市町村数:687/1741
約4割が設置(一部共同設置)



成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

現状

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、平成31年4月1日時点で10,202箇所、従事する相談支援専門員の数は22,463人となっており、計画相談支援対象者数と比べ大前の平成24年度と比較すると、事業所数が3.6倍、従事者数が4倍となっている。
- 基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村(687市町村・846箇所)が設置。
- 計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も進んでいる。
- 一方、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められている。



成果目標(案)

- 更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期障害福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

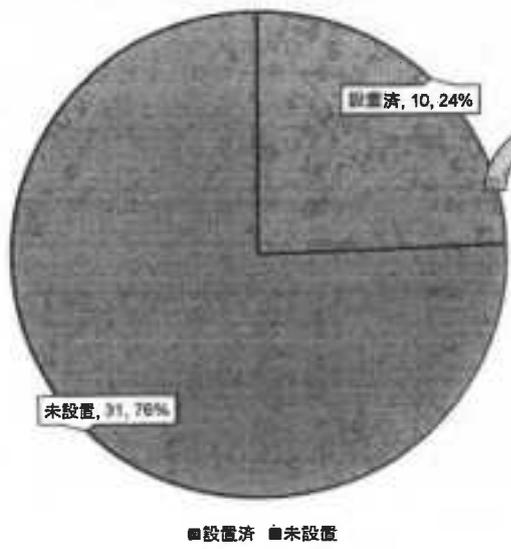
令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。(新規)

活動指標(案)

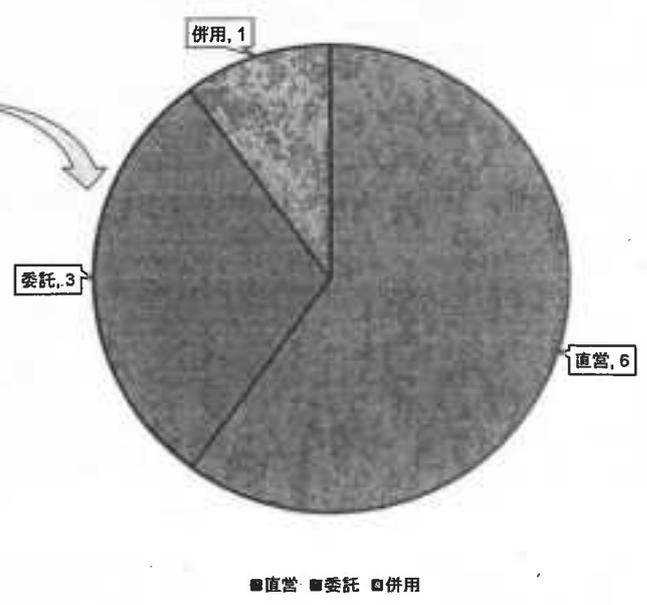
総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種類や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言 地域の相談支援事業等の人材育成のために行う支援の実施 地域の相談支援体制の強化の取組の実施

沖縄県内における基幹相談支援センターの設置状況(R2.4現在)

基幹相談支援センター設置状況



基幹相談支援センター設置形態



基幹相談支援センター設置済市町村(10市町村)
 【直営】浦添市、うるま市、宮古島市、西原町、与那原町、南風原町
 【委託】沖縄市、豊見城市、久米島町
 【併用(直営+委託)】石垣市

地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

（例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等）

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の全国の整備状況(市町村(特別区を含む。))一覧(令和2年4月1日現在)

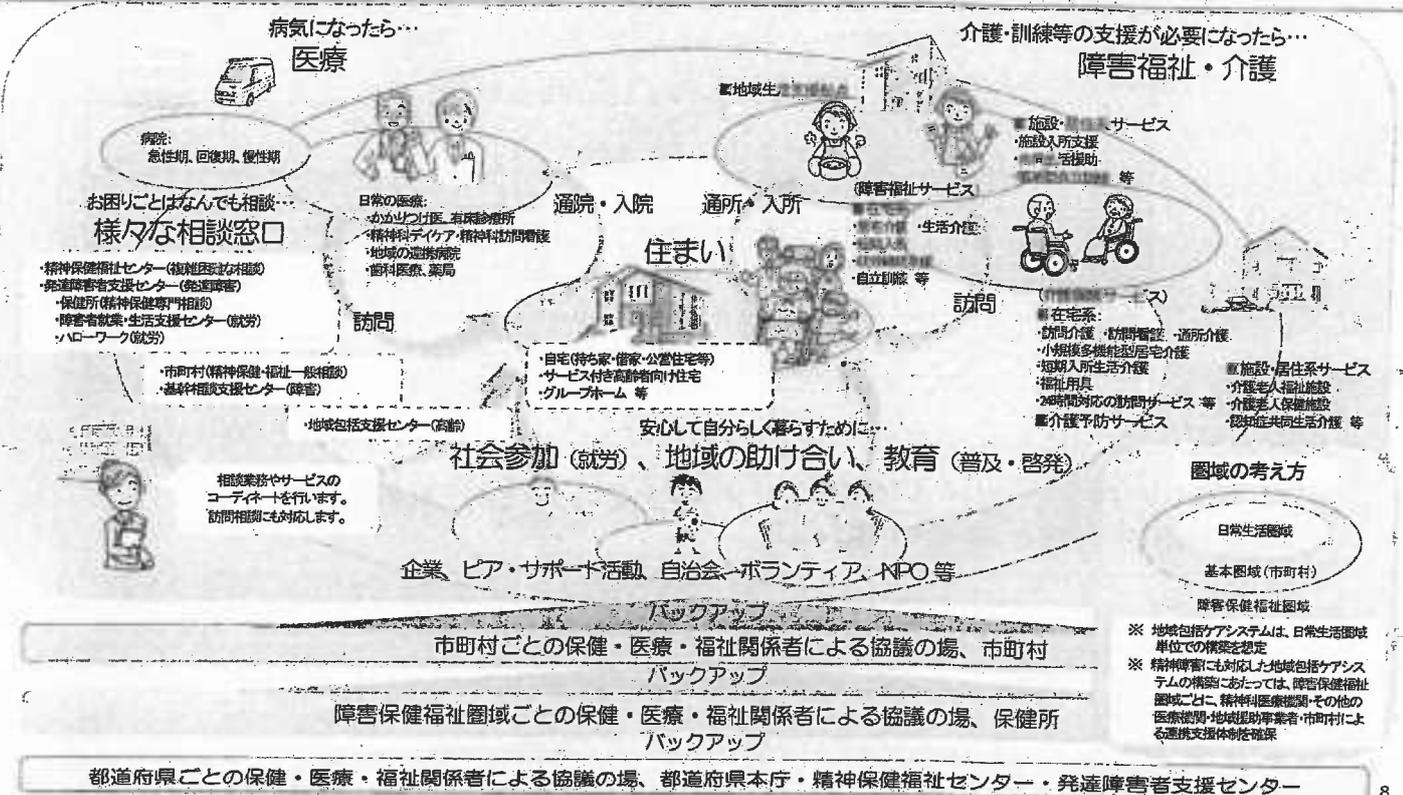
記入方法について
令和2年4月1日現在で記載してください。
記入例1の旭川市のように、1つの市町村内(特別区を含む。)で2つ以上の拠点等を整備する場合は、随時、行を挿入してそれぞれの整備状況を記載してください。また、その際は、例(人口地方など)のように、地域が分かるようにしてください。
a.整備状況について、「整備済/令和2年度末までに整備予定/令和3年度に整備予定/その他」から当てはまる欄1つに○をつけてください。なお、整備済と回答した市町村(特別区を含む。)については、従前時期(整備年月)を記載するとともに、記入票2も合わせて回答してください。
また、「その他」と回答する場合は、今後の対応予定や現在の状況を各欄に具体的に記載してください。
b.上記の「a.整備状況」で、「令和2年度末までに整備予定/令和3年度に整備予定/その他」と回答した市町村(特別区を含む。)のみ回答してください。
拠点等を整備するに当たって、必要な5つの機能(①相談②体験の機会・場③緊急時の受入・対応④専門的人材の養成・確保⑤地域の体制づくり)をお示ししているところですが、備えるのが特に困難な機能について、①~⑤の該当する項目すべてに○をつけてください。(ない場合は空欄で可)
c.圏域で整備する場合は、圏域名を記載してください。
d.整備類型について、「多機能拠点整備型/面的整備型/多機能拠点整備型+面的整備型/その他の整備類型/未定」から当てはまる欄に○をつけてください。また、「その他の整備類型」を選択した場合、その名称を()で記載してください。
e.拠点等に必要5つの機能(①~⑤)以外に独自に付加している機能がある場合、その機能の名称を記載してください。
f.令和3年度以降に強化・充実を図る予定の機能がある場合、上記の①~⑤若しくは「e.独自に付加している機能」から選んで記載してください。(未定の場合は空欄で可)
g.自らの拠点等の整備について、アピールできる好事例と考えている場合は○をつけ、好事例と考えるポイントを記載してください。また、活用している予算事業等があれば記載してください。
h.課題について、ある場合は1行程度で簡潔に記載してください。
i.備考について、特記すべき事項がありましたら、記載してください。

※貴都道府県管内の市町村(特別区を含む。)について、全ての市町村(特別区を含む。)が所在するかをご確認いただき、市町村(特別区を含む。)合併等の関係で、所在漏れ、名称が異なる等の場合は、追加、修正が見える形で修正ください。

Table with columns: 団体コード, 都道府県名(漢字), 市町村名(特別区を含む。)(漢字), a.整備状況, b.備えるのが特に困難な機能, c.圏域で整備する場合, d.整備類型, e.独自に付加している機能, f.令和3年度以降に強化・充実を図る予定の機能, g.自らの拠点等について(アピールできる好事例や、活用している予算事業を記載), h.課題, 備考

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、①医療、②障害福祉・介護、③住まい、④社会参加（就労）、⑤地域の助け合い、⑥教育が包括的に確保されたシステムを指します。

※「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き(2019年3月)」より抜粋



地域包括ケアシステムが構築されることで「精神障害者やその家族が暮らしやすくなること」が目的。

医療的ケア児の支援体制整備について

1 県内における医療的ケア児の人数(R2/4/1現在)

(調査方法)市町村を通じて、県内の医療的ケア児の人数を調査

	0歳以上～ 3歳未満	3歳以上～ 6歳未満	6歳以上～ 18歳未満	合計
北部	5	7	14	26
中部	13	34	58	105
南部	28	27	61	116
宮古	4	6	11	21
八重山	2	2	3	7
合計	52	76	147	275

2 市町村における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置状況

	設置済み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
北部	3	1	2	3
中部	4	2	3	2
南部	3	3	2	8
宮古	1	0	1	0
八重山	1	0	0	2
合計	12	6	8	15

※ 国の基本指針の中で、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末まで、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本」としている。なお、県及び圏域単位の協議の場については、設置済み。

3 市町村における医療的ケア児コーディネーターの配置状況

	令和2年度 配置人数	令和3年度 計画目標	令和4年度 計画目標	令和5年度 計画目標
北部	6	3	3	6
中部	17	13	15	17
南部	12	12	16	25
宮古	1	1	1	1
八重山	2	0	0	2
合計	38	29	35	51

※ 医療的ケア児等コーディネーターは、自らの専門性による支援を行いつつ、他の分野にも一定の知見を有し、対象児の支援に当たり、関係者・関係機関と連携(総合調整)を図る者であり、各市町村において配置が予定されている。(各市町村の障害児福祉計画で定めるよう、国の基本指針に明記)

※ 県としては、保健師、訪問看護師、相談支援専門員等を受講対象とする「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」により人材育成を行い、各市町村への配置を支援・促進する。

4 共生社会の構築

(1) 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策推進

① 啓発活動や広報媒体を活用した理解の促進

平成26年4月1日に施行された「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」(共生社会条例)に基づき、障害や障害のある人に関する県民の理解を深めるため、啓発活動や広報媒体を活用した理解の促進を図っている。

令和元年度は、県民向け普及啓発イベントやフォーラム等を実施するとともに、パンフレット等の配布、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用した広報を実施した。

② 相談体制の充実

障害を理由とする差別等の相談に対応するため、広域相談専門員の配置、調整委員会の設置、相談員に対する研修等を実施し、相談員の資質向上を図るなど相談体制の充実に努めている。

令和元年度は、各圏域で相談員研修を9回実施した。

③ 相談件数

【県】

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間に、県に寄せられた相談件数は99件で、その内訳は、障害を理由とする差別又は不利益に関する相談が13件、合理的配慮に関する相談が8件、つらい事や嫌な事に関する相談22件、その他意見等が56件であった。また、延べ対応回数は594回で、1件当たりの平均対応回数は、6.0回であった。

【市町村】

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間に、市町村に寄せられた相談件数は45件で、障害を理由とする差別又は不利益に関する相談が13件、合理的配慮に関する相談が13件、つらい事は嫌な事に関する相談が15件、その他意見等が4件であった。また、対応回数は206回で、1件当たりの平均対応回数は、4.6回であった。

※令和元年度の調整委員会への助言・あっせんの申し立ては1件であった。

(2) 障害者虐待防止の推進

① 障害者虐待防止のための啓発

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)の周知及び障害者虐待防止の取組を推進するため、障害者虐待防止について広く啓発を行っている。

② 障害者虐待防止センター及び障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応研修について

障害者虐待の問題について、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者の理解を深めるとともに、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を図ることを目的とし、研修を実施している。

③ 障害者虐待の状況（平成31年4月1日から令和2年3月31日までの障害者虐待の件数等）

- 養護者による障害者虐待の件数は、51件であった。
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の件数は、19件であった。

ア 養護者による障害者虐待の内訳

a 通報・届出の受理件数

機関	件数
市町村が通報・届出を受理した件数	119件
県が通報・届出を受理した件数	1件

b 事実確認調査の結果、虐待と認定した42件の内訳

(a) 虐待の類型（複数回答）

虐待の類型	件数	構成割合
身体的虐待	32件	46.4%
性的虐待	5件	7.2%
心理的虐待	13件	18.8%
放棄、放置（ネグレクト）	6件	8.7%
経済的虐待	13件	18.8%
合計	69件	-

※構成割合は、養護者による虐待と認定した51件に対するもの（複数回答のため）。

(b) 被虐待者の障害種別（複数回答）

被虐待者の障害種別	被虐待者数	構成割合
身体障害	15人	25.0%
知的障害	25人	41.7%
精神障害（発達障害を除く）	16人	26.7%
発達障害	4人	6.7%
その他の心身機能の障害	0人	0%
合計	60人	-

※構成割合は、被虐待者数55人に対するもの（複数回答のため）。

(c) 性別

性別	人数	構成割合
男性	25人	45.5%
女性	30人	54.5%
合計	55人	-

※構成割合は、被虐待者数55人に対するもの。

(d) 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

被虐待者から見た虐待者の続柄	人数	構成割合
父	10人	17.5%
母	8人	14.0%
夫・妻	10人	17.5%
息子・娘	1人	1.8%
兄弟姉妹	15人	26.3%
その他	13人	22.8%
合計	57人	-

※構成割合は、虐待者数55人に対するもの。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の内訳

a 通報・届出の受理件数

機関	件数
市町村が通報・届出を受理した件数	50件
県が通報・届出を受理した件数	7件

b 事実確認調査の結果、虐待と認定した19件

